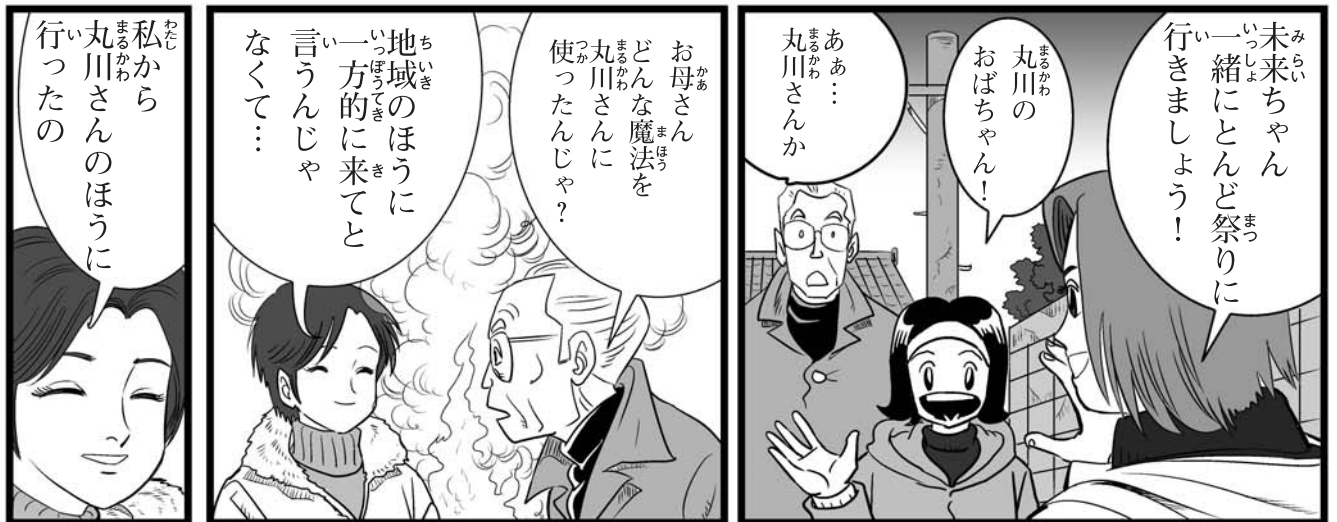
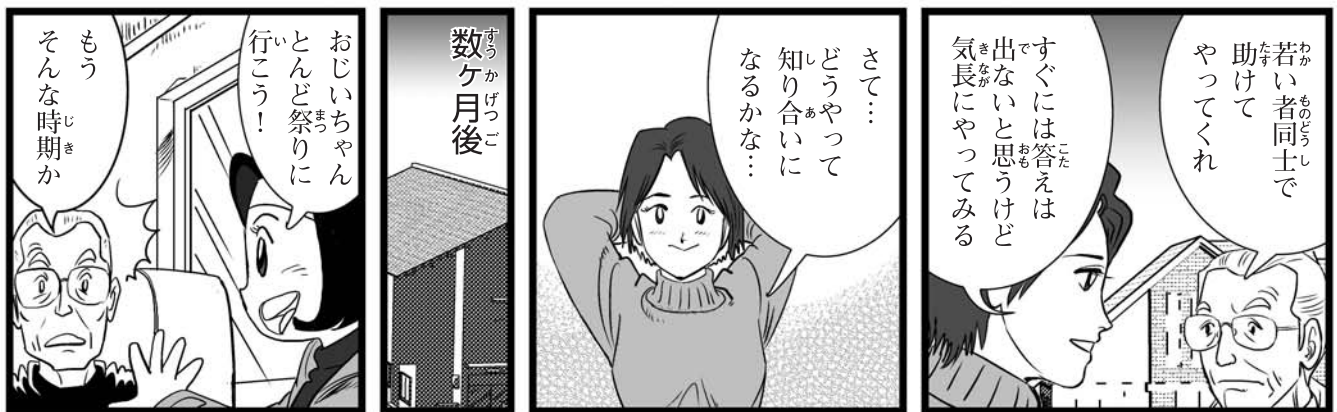
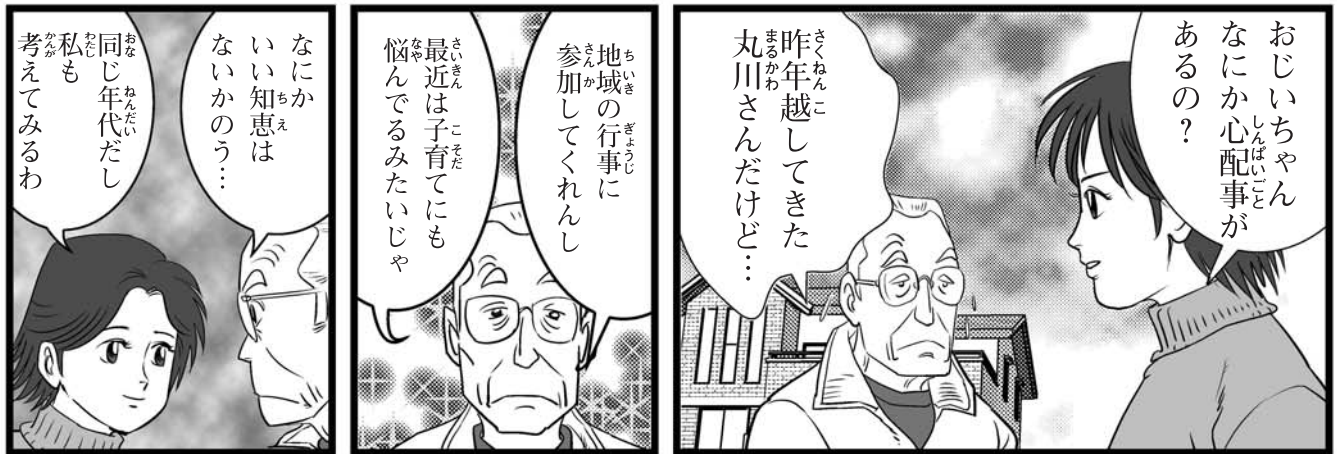




人権まんが 解説

子育てには戸惑い

や悩みはつきもので

す。核家族化が進み、

また転居などの理由

で、頼りになる相談相手が近くに

ないために、ひとりで悩み、不安に

襲われ、子育てに自信をなくしてい

るお母さん、お父さんが少なくあり

ません。

このような家庭が、周囲から適切

な支援を受けられない場合には、子

育てに関する孤立感が深まり、子育

てそのものが親にとって過度の負担

となることがあります。心の不安定

から、児童虐待などの望ましくない

結果を引き起こすこともあります。

子どもの成長と共にお母さんやお

父さんも親として心豊かに成長して

いくために、地域の中や同じ年代の

子どもを育てる親同士で情報を交換

したり、ファミリーサポートセンタ

ーなどの支援施設を利用したりする

といいでしょう。

子育てをひとりで頑張るのではな

く、いろいろな人と出会い一緒に楽

しい時間を過ごし、そして相談をす

ることで、心にゆとりを持つて子育

てができるようになります。その姿

を見た子どもは家庭に安心感を覚え、

満足感で心も体も健やかな成長を遂

げることになるでしょう。

周囲の人を頼り、そして頼られな

がら子育てをするということは、昔

なら当たり前だった「地域社会全体

で子どもを育てる」ということなの

です。

1月11日から

DV防止法が一部改正

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、夫婦や交際相手といった親密な関係で、パートナーを支配するために振るわれる様々な暴力のことです。DVの暴力には、身体的暴力だけでなく、精神的、社会的、経済的、性的暴力も含まれます。DVは、被害者の心身を傷つけ、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害で、決して許されない行為です。DV被害者の保護と支援を主な柱としたDV防止法が平成13年に施行されています。今回改正される主な内容は次のとおりです。

○市町村の責務の拡大、努力義務等男女共同参画推進センターで相談を受けています。

○保護命令制度の拡充

①保護命令対象被害者の定義の拡充（生命、身体に対する脅迫も一定要件の下に対象）

②保護命令対象行為の拡充（電話等禁止命令の創設）

③接近禁止命令の対象者の拡充

（被害者の親族等への接近禁止命令の創設）ほか

問合せ：男女共同参画推進センター

☎②5769

男女共同参画地域フォーラム in かさおか

すてきにパートナーシップ

すてきにハーモニー

（ヴァイオリンとピアノの調べにのせて）

男性も女性も輝いて生きていくためのヒントを、ヴァイオリンとピアノの美しい生演奏とともに、みなさまにお届けします。

とき：2月24日(日)

13時30分～15時30分

ところ：中央公民館 4階集会室

出演：沖田孝司さん（ヴァイオリン）

沖田千春さん（ピアノ）

入場料：無料（整理券が必要）

整理券配布場所

・笠岡市役所人権政策課（サンライフ笠岡内）

・笠岡市役所市民課

・笠岡市教育委員会

・中央公民館

・各公民館

・吉田文化会館

・市民活動支援センター

・市民プラザ

（笠岡シーサイドモール内）

託児：2月8日(金)までに要予約

問合せ：男女共同参画推進センター

☎②5769

よしだ文化会館だより④